

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例第48号						
許認可等の種類	揚水施設の構造の特例承認	根拠条項	第24条第1項ただし書き						
審査基準	<p>次の用途に供する地下水を採取するための揚水施設で、地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難な場所に設置するもの又は地下水に関する試験研究を行うために設置する揚水施設であること</p> <p>水道法の規定による簡易水道事業又は佐賀県小規模水道条例の規定による小規模水道事業の用途 消防又は防災の用途 地下水に関する試験研究の用途 農業用で異常干ばつ時に応急的に使用するかんがいの用途又は新規干拓地で地表水による導水計画が策定されている地域において暫定的に使用するかんがいの用途</p> <p>前四号に掲げる用途以外の用途で構造基準の適用を猶予されている揚水施設を廃止し、その代替施設として吐出口の断面積の合計が従来の用水施設の吐出口の断面積の合計以下のものを設置する場合で、その揚水施設が次のいずれかに該当する時における従前の揚水施設に係る地下水の用途と同一の用途</p> <p>イ．吐出口の断面積の合計が21cm²以下であって、ストレーナーの位置が従前の位置以深にあるもの ロ．吐出口の断面積の合計が21cm²を超えるものであって、地下水使用の合理化を行ったにもかかわらず、なお当該揚水施設の設置が必要と認められる場合であって、ストレーナーの位置が構造基準に適合するか従前の位置以深にあるもの</p>								
	受付機関	環境課 処理機関	環境課 環境課	交付機関	環境課	標準処理期間	20日	目次	
						標準経由期間	日	NO	